

○酒田市学校統合ビジョン懇話会設置要綱

令和8年4月20日

教育委員会告示第14号

(設置)

第1条 酒田市学校統合ビジョン（酒田市小・中学校の学校統合に関する将来展望）を策定するにあたり、保護者、地域住民、学校関係者等の意見を反映させるため、酒田市学校統合ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、各中学校区の小中一貫教育の推進と適正規模、適正配置に向けた小・中学校の統廃合に関することについて、様々な角度から議論・意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 小・中学校PTA代表
- (2) 小・中学校長会代表
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任日の属する年度の末日とする。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 懇話会の招集は、教育長が行う。

2 懇話会の会議の進行は、当該懇話会を所管する部署の職員が行う。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。